



住宅を解体した世帯へ

被災者生活再建支援金の申請について

☎生活再建支援課生活再建支援係 ☎ 289 - 1400

居住する住宅が「半壊」または住宅の敷地に被害が生じた世帯のうち、住宅倒壊の危険防止や居住するための補修費が、著しく高額となるなどのやむを得ない事由により、その住宅を「解体」した世帯については「解体世帯」として被災者生活再建支援金の支給対象となります。

なお、すでに「大規模半壊」で被災者生活再建支援金の支給を受けている場合でも、やむを得ない事由により住宅を解体した場合は、変更申請を行うことで下記支給額と既受給額との差額を受給できます。

※ 全壊世帯が住宅を解体した場合、差額受給はありません。

基礎支援金

区分	全壊	解体世帯 ※1	大規模半壊
複数世帯 (2人以上の世帯)	100万円	100万円	50万円
単身世帯 (1人世帯)	75万円	75万円	37.5万円

※1 解体世帯とは、半壊解体世帯、大規模半壊解体世帯、敷地被害解体世帯のことです。

上記のとおり住宅を解体し、住宅を再建する場合は加算支援金を受給することができます。

加算支援金

区分	建設・購入	賃貸 (公営住宅を除く)	申請に必要な書類
複数世帯 (2人以上の世帯)	200万円	50万円	契約書
単身世帯 (1人世帯)	150万円	37.5万円	

❖【解体】の場合の基礎支援金申請に必要な書類

【半壊（大規模半壊含む）の住宅を解体した場合】

- ・ 被災証明書
- ・ 解体証明書（町発行のものに限る）※2
または滅失登記簿謄本
- ・ 預金通帳の写し（被災当時の世帯主名義）

【敷地被害の住宅を解体した場合】

- ・ 宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書、写真など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる書類



- ・ 解体証明書（町発行のものに限る）※2
または滅失登記簿謄本
- ・ 預金通帳の写し（被災当時の世帯主名義）
- ・ 被災証明書

❖申請期限

- ・ 基礎支援金：平成30年5月13日まで
(1年間延長になりました)
- ・ 加算支援金：平成31年5月13日まで

❖申請窓口 生活再建支援課（仮設庁舎1階）

※2 解体証明書の発行について

【公費解体】

所有者からの申請に基づき、町が業者に委託して住宅を解体した場合

- ➔ 解体後2か月程で環境衛生課から郵送します。申請は不要です。
- お急ぎの場合には、環境衛生課にご相談ください。

【自費解体】

所有者が業者と契約して住宅を解体した後に町へ解体費用の請求をした場合

- ➔ 申請に基づき解体証明書を発行します。

❖必要書類 被災証明書、印鑑（認印可）、身分証明書

❖申請者 被災証明書に記載の世帯員（代理申請の場合、委任状が必要）

❖申請窓口 環境衛生課（仮設庁舎1階）
☎ 289 - 8077